

## 森町告示第38号

森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）第22条の規定に基づき、森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

森町長 太 田 康 雄

### 森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を来している中小企業者等を支援し、中小企業者等の健全な発展に資するため、経済変動対策貸付資金を貸し付けた取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

（2） 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関して約定し、この要綱による資金の取扱いを契約した者をいう。

（契約）

第3条 町長は、資金の融資及び利子補給について、あらかじめ森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付に関する契約書（様式第1号）により取扱金融機関と契約を締結するものとする。

（融資の対象者）

第4条 この要綱による融資の対象者は、町内に店舗、工場又は事業場を有する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） この要綱による融資の申込日以前に原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること。

(2) この要綱による融資の申込日以前において、納期が到来した町税（徴収猶予に係る税額を除く。）を完納していること。

(3) 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号静岡県商工労働部長通知）別表に定める経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）に係る融資の要件を満たしていること。

（融資の条件等）

第5条 利子補給の交付の対象となる融資の条件等は、次のとおりとする。

(1) 資金使途は、経営の安定のために要する設備資金及び運転資金とする。

(2) 融資限度額は、1企業につき8,000万円とする。

(3) 利子補給率は、町長が別に定める率とする。

(4) 利子補給の期間は、3年以内とする。

(5) 償還方法は、元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還のいずれかとする。

ただし、設備資金にあつては3年以内、運転資金にあつては2年以内の据置期間を認める。

(6) 協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率とする。

(7) 担保及び保証人は、協会の定めるところによる。

（融資の申込み）

第6条 この要綱による融資を受けようとする者は、森町経済変動対策貸付資金融資申込書（様式第2号）及び協会の定める書類（以下「申込書類」という。）各1部を、取扱金融機関を経由して町長に提出しなければならない。

（融資のあつせん）

第7条 町長は、取扱金融機関から前条の規定により申込書類の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、取扱金融機関に融資のあつせんを行うものとする。

（保証の承諾及び実行）

第8条 取扱金融機関は、前条の規定により融資のあつせんがあつた場合は、速やかに協会に申込書類を送付するものとする。

2 協会は、取扱金融機関から前項の規定により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、取扱金融機関に保証の承諾を行うものとする。

3 取扱金融機関は、前項の規定により保証承諾を受けたときは、速やかに融資を実行するものとする。

(歩積預金及び両建預金の禁止)

第9条 取扱金融機関は、この要綱の規定に基づく融資については、歩積預金及び両建預金を要求してはならない。

(融資の拒絶)

第10条 取扱金融機関は、第7条の規定により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、町長に報告するものとする。

(融資条件の変更等)

第11条 協会は、融資が実行された後、取扱金融機関から融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けたときは、町長に報告するものとする。

(融資の総額)

第12条 この要綱により利子補給の対象となる融資の総額は、毎年度町長が定める。

(利子補給金の額)

第13条 利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで(以下「上半期」という。)及び10月1日から3月31日まで(以下「下半期」という。)の各期間における融資平均残高(計算期間中各月初残高の合計を6で除して得た金額)に、0.67%の利子補給率及び期間(当該半期分/12月分)を乗じて得た額の合計とする。

(利子補給の申請)

第14条 取扱金融機関は、貸付資金の利子補給を受けようとするときは、上半期の期間における融資に係るものについては当該期間内の9月15日までに、下半期の期間における融資に係るものについては該当期間内の3月15日までに、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付申請書(様式第3号)
- (2) 森町経済変動対策貸付資金利子補給金所要額計算書(様式第4号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第15条 町長は、利子補給金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第4条各号及び第5条各号に適合した融資であること。
- (2) 当該利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(交付の決定)

第16条 町長は、第14条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、利子補給金の交付を決定し、当該取扱金融機関に対し森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第17条 前条の規定による交付決定通知を受けた取扱金融機関は、通知を受けた月の月末までに、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 森町経済変動対策貸付資金利子補給金実績報告書（様式第6号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の確定)

第18条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を調査し、適当と認めたときは、利子補給金の交付を確定し、当該取扱金融機関に対し森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(請求)

第19条 交付確定通知を受けた取扱金融機関は、当該通知を受領した日から10日以内に請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(報告)

第20条 協会は、町長の求めに応じ、この要綱による融資の状況について、報告書を作成し、町長に報告するものとする。

(協議)

第21条 町長は、必要に応じて協会、取扱金融機関等の関係機関と協議するものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日告示第43号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の利子補給金から適用する。